

岡村講演挨拶

2017年3月11日 於・コムズ
伊方原発をとめる会事務局長 草薙 順一

岡村先生を迎えての講演が開催できて、大変うれしく思います。岡村先生が愛媛県で知られ有名になったのは、今から20年前に、「えひめ雑誌」1996年5月10日号の「伊方沖にも活断層」。「2000年間隔で大地震」。「規模はM6, 8~7, 2か」という文章でした。いわゆる中央構造線の存在です。四国電力は伊方原発3号機増設時の調査で、この活断層は過去1万年以上活動しておらず地震の危険度は低い」とされ、中央構造線の存在が、原子力安全委員会でも無視されていたのです。従って、裁判でも全く問題とされませんでした。

伊方裁判は、現在の裁判は3回目です。

第1度目は、伊方1号機の裁判で、最高裁判所まで争われましたが、裁判所は全く無視でした。裁判所は審理の対象にもしていませんでした。高松高裁も最高裁も審理の対象は基本設計のみと勝手に審理の対象を設定して裁判したのです。

第2度目の裁判は伊方原発2号機でした。この裁判中に岡村先生の「えひめ雑誌」が証拠として裁判所に提出されました。弁護士無しの斎間満さんが訴訟を維持していました。斎間満さんはこの証拠によって、裁判は勝訴すると確信したと思います。しかし、裁判所は岡村先生から事情を聞くこともしませんでした。判決の請求棄却判決の中で「岡村教授らの調査等により、全面海域断層群の活動性に関し、本件安全審査における判断とは異なる知見が得られたことが認められる」と認定しました。このような極めて重大な事実についての過誤を認定したのであれば、当然2号機の設置許可は取り消されるべきであると条理に照らせば考えられるところです。ところが判決は「新たな知見を踏まえても、基本設計（基本基準動200ガル）どおりに本件原子炉施設を設計して稼働させた場合、重大な事故が起こる可能性が高いとまでは認定することができない」として、伊方2号機の許可取り消し判決を回避したのです。この判決は科学を無視した、裁判所の勝手な安全神話にからめ捕られた、行政従属の判決だったのです。

今3度目の訴訟が係属しています。また、伊方原発3号機稼働停止の仮処分も松山地方裁判所に継続しています。岡村先生は仮処分の審尋で、松山地方裁判所において、中央構造線の活断層について説明して下さいました。私はこの説明で必ずや近い将来、伊方原発を裁判所が止めてくれるものと確信しています。

以上申し上げて挨拶といたします。